

# 吸収分割に係る事後開示書面

加藤産業株式会社

株式会社グリーンウッドファクトリー

(旧商号：兵庫興農株式会社)

2023年10月1日

2023年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法791条1項1号及び801条3項2号並びに会社法施行規則189条に基づく事後備置書面)

(分割会社) 兵庫県西宮市松原町9番20号  
加藤産業株式会社  
代表取締役社長 加藤 和弥

(承継会社) 兵庫県丹波篠山市北266番地1  
株式会社グリーンウッドファクトリー  
代表取締役社長 石塚 信典

加藤産業株式会社(以下「加藤産業」といいます。)と株式会社グリーンウッドファクトリー(旧本店所在地:兵庫県神戸市北区有野町二郎305番地、旧商号:兵庫興農株式会社、以下「GWF」といい、加藤産業と合わせて「両社」といいます。)は、2022年10月3日付締結の吸収分割契約書に基づき、2023年10月1日をもって、GWFが加藤産業の上郡工場のジャム等製造事業に関する権利義務を吸収分割により承継(以下「本吸収分割」といいます。)いたしました。

よって、会社法791条1項1号及び同801条3項2号、並びに会社法施行規則189条の定めに従い、下記の通り本吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本吸収分割は、分割会社である加藤産業においては、会社法784条2項に規定する簡易吸収分割、承継会社であるGWFにおいては、会社法796条1項に規定する略式吸収分割となるため、両社とも株主総会の承認を得ずに行ったものであります。

### 記

#### 1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年10月1日

#### 2. 分割会社(加藤産業)における法定手続の経過

##### (1) 株主の差止請求(会社法784条の2)

会社法784条2項に規定される簡易吸収分割に該当するため、同法784条の2ただし書きにより、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法785条)

会社法784条2項に規定される簡易吸収分割に該当するため、同法785条1項2号により、該当事項はありません。

**(3) 新株予約権買取請求手続 (会社法787条)**

加藤産業は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

**(4) 債権者保護手続 (会社法789条)**

加藤産業は、会社法789条2項及び3項の規定に基づき、2023年8月28日付けで官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

**3. 承継会社 (GWF) における法定手続の経過**

**(1) 株主の差止請求 (会社法796条の2)**

会社法796条の2の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

**(2) 反対株主の株式買取請求手続 (会社法797条)**

会社法796条1項本文に規定される略式吸収分割に該当し、かつ特別支配会社である加藤産業以外の株主は存在しないため、同法797条2項2号及び同条3項かつこ書きにより、該当事項はありません。

**(3) 債権者保護手続 (会社法799条)**

GWFは、会社法799条2項の規定に基づき、2023年8月28日付けで、官報公告及び知れている債権者に対する各別の催告をしましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

**4. 本吸収分割により承継会社 (GWF) が分割会社 (加藤産業) から承継した重要な権利義務に関する事項**

GWFは、効力発生日である2023年10月1日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、加藤産業の有する上郡工場のジャム等製造事業に関する権利義務を承継しました。

**5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日**

2023年10月2日 (予定)

**6. その他本吸収分割に関する重要な事項**

該当事項はありません。

以上